

令和8年度
有害大気汚染物質モニタリング業務

仕様書

1. 業務名称

令和8年度有害大気汚染物質モニタリング業務

2. 業務の目的

本業務は、大気汚染防止法第22条第1項に基づき、有害大気汚染物質による大気の汚染の状況を調査（試料採取及び分析）するものである。

本業務は、「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル」（環境省 水・大気環境局 大気環境課（令和6年3月改訂））（以下「有害大気マニュアル」という。）により実施するものとする。

3. 業務委託の内容

（1）測定実施時期及び数量

測定地点ごとに年間12回実施（各月1回 合計24回）

（2）測定地点

・下関市環境部 管理棟屋上

（下関市古屋町一丁目18番1号）

・角島診療所敷地内

（下関市豊北町大字角島1418番地4）

（3）測定分析

ア. 現地測定項目

- ①アクリロニトリル
- ②塩化ビニルモノマー
- ③クロロホルム
- ④1,2-ジクロロエタン
- ⑤ジクロロメタン
- ⑥テトラクロロエチレン
- ⑦トリクロロエチレン
- ⑧1,3-ブタジエン
- ⑨ベンゼン
- ⑩塩化メチル
- ⑪トルエン
- ⑫アセトアルデヒド
- ⑬ホルムアルデヒド
- ⑭ニッケル化合物
- ⑮ベリリウム及びその化合物
- ⑯マンガン及びその化合物
- ⑰クロム及び三価クロム化合物
- ⑱六価クロム化合物
- ⑲砒素及びその化合物

- ⑳ベンゾ[a]ピレン
- ㉑水銀及びその化合物
- ㉒酸化エチレン

イ. ブランク値測定

(ア) 操作ブランク測定

有害大気マニュアルに準じて実施する

(イ) トラベルブランク測定

- ・測定地点ごとに年間1回以上実施する
- ・各項目3試料以上とする
- ・有害大気マニュアルに準じて実施する

(ウ) 2重測定

- ・測定地点ごとに年間1回以上実施する
- ・各項目1試料以上とする
- ・有害大気マニュアルに準じて実施する

ウ. 目標定量下限値

有害大気マニュアル「第1部 第1章 3 目標定量下限値」の表3に記載してある濃度を満足すること。

4. 報告書作成

成果品は次のとおりとする。

- ・計量証明書（測定状況写真） 1部
- ・環境省報告様式（下関市より別途指示）に入力した帳票 1部

なお、成果品の提出は電子媒体（CD-R等）とする。また、分析データ、チャート検量線図、精度管理に関する情報等は受託者が管理し、下関市から要請があった場合には速やかに提出するものとする。

5. その他

- (1) 有害大気マニュアルに基づき、精度管理を実施すること。
- (2) 受託後、速やかに標準作業手順（SOPs）を提出すること。
- (3) 下関市と協議の上、測定日程を決定し、業務工程表を作成、提出すること。
- (4) 受託者は、成果品の提出後であっても、報告内容に不備が発見されたときは、速やかに加筆訂正を自費をもって行うこと。
- (5) 測定の結果異常値の可能性のある測定値が得られた場合には、受託者は下関市と協力して一連の作業に問題ないか原因を追究すること。また、可能な限り再測定を行うこと。
- (6) この仕様に定めのない事項あるいは疑義を生じる事項については、下関市契約規則に定めるところによるほか、その都度協議して定めることとする。